

ブロック塀などの助成・補助

ブロック塀などの地震対策をしませんか 安全で緑豊かな町並みを目指して

地震によるブロック塀などの倒壊による災害を未然に防ぎ、緑豊かなまちづくりを推進するため、ブロック塀などの撤去・耐震診断と生け垣新設の助成・補助を行っています。単独でも申請できます。

撤去前

ブロック塀の施工事例

撤去・新設後



ブロック塀の耐震診断費用の一部を助成

- 対道路・隣地境界などに面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀
- 助成額耐震診断費用と敷地当たり10,000円を比較して少ない方の額
- 申耐震診断の契約前に建築指導課（市役所第2庁舎）へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図、塀の位置図、耐震診断見積書の写し、塀の写真、所有者確認書類、耐震診断計画書、耐震診断の実施者を証する書類を添付し、直接建築指導課へ
- 申請書配布建築指導課で※市HPからダウンロード可
- 注助成金交付決定を受けてから、耐震診断を行ってください
助成は同じ敷地で1回限り

ブロック塀などの撤去・新設費用の一部を助成

- 対 撤去費用助成＝道路・隣地境界などに面して設置された、高さ1mを超えるブロック塀・石塀・万年塀などと門柱（右下図参照）
※ブロック塀上部を一部撤去し残置する場合も含む
- 新設費用助成
○道路に面して設置された高さ1mを超えるブロック塀などの撤去に伴い新設したフェンスなど
○新設するブロック塀の高さが、道路面から60cm以下のもの
○新設するフェンスなどの高さが、道路面から2m以下のもの
※販売目的のための整地や解体工事で撤去する場合は助成対象外

- 助成額撤去費＝撤去費用と、塀の長さ1m当たり6,000円を乗じた額を比較して少ない方の額
- 新設費＝新設費用と、塀の長さ1m当たり4,000円を乗じた額を比較して少ない方の額※新設する塀が国産の木材を使用した木塀で、一定の条件を満たした場合別途助成金を加算
- 申工事契約前に建築指導課へ問い合わせのうえ、所定の申請書に案内図、塀の位置図、工事見積書の写し、塀の写真、所有者確認書類を添付し、直接建築指導課へ
- 申請書配布建築指導課で※市HPからダウンロード可
- 注助成金交付決定を受けてから、撤去の工事を着工してください
ブロック塀の一部残置または新設の場合、ブロック部分の高さは60cm以下にしてください

助成金算定例と助成対象となるブロックなど（参考例）

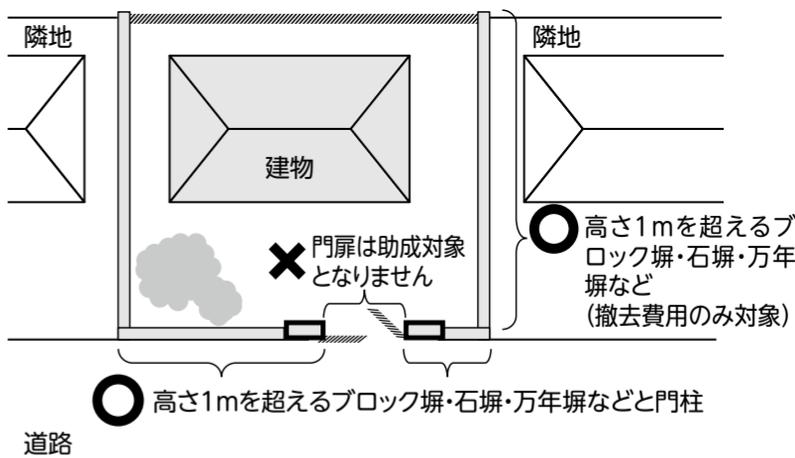
助成金算定例

道路に面するブロック塀等（延長10m）の撤去工事（10万円）・新設工事（30万円）、隣地境界に面するブロック塀等（延長20m）の撤去工事（20万円）を合計60万円で行った場合

道路に面するブロック塀等撤去 工事費10万円 > 6万円 (6,000円×10m)	助成額6万円
道路に面するフェンス等新設 工事費30万円 > 4万円 (4,000円×10m)	助成額4万円
隣地境界に面するブロック塀等撤去 工事費20万円 > 限度額12万円 (6,000円×20m)	助成額12万円

助成額合計22万円 (6万円+4万円+12万円)

助成対象の例



→建築指導課(内485)

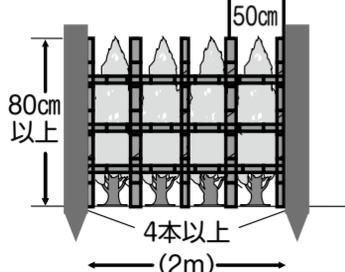
生け垣新設費用の一部を補助

対 次の①～⑥のすべてに該当する生け垣造成

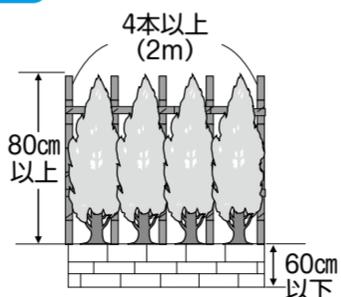
- ①新設の生け垣である②原則として幅員4m以上の道路に接している③生け垣の総延長が2m以上である④生け垣に適した樹高80cm以上の樹木を使用し、延長1mあたり2本以上、葉が触れ合うように植える⑤土留めの緑石やブロックなどを設置する際は、高さ60cm以下とする⑥道路境界から30～50cm程度離れた位置に植栽する（下図参照）

補助対象となる生け垣（参考例）

例1 葉と葉が触れ合うように植栽 (例1・2共通)



例2 緑石やブロックを使用した場合



道路境界から奥行き30～50cm程度の場所に植える

補助対象外のもの

- 開発事業によるもの
- 営利を目的とするもの
- 公共・公益的団体が設置するもの
- 一時的に設置するもの

補助額延長1m当たり上限8,000円

- 申工事着工前に、所定の申請書に工事費用見積書、完成予定の平面図・立面図、工事前写真を添付し、直接緑と建築課（市役所第2庁舎）へ

申請書配布緑と建築課で※市HPからダウンロード可

- 注補助金交付決定を受けてから、生け垣造成の工事を着工してください
造成した生け垣は、枝が道路にはみ出さないように適正な管理を行い、長期間にわたり良好な状態を維持してください

生け垣施工事例



→緑と建築課(内353)

凡例 日時 場所 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス メール 託託あり 主催 共催 注意事項